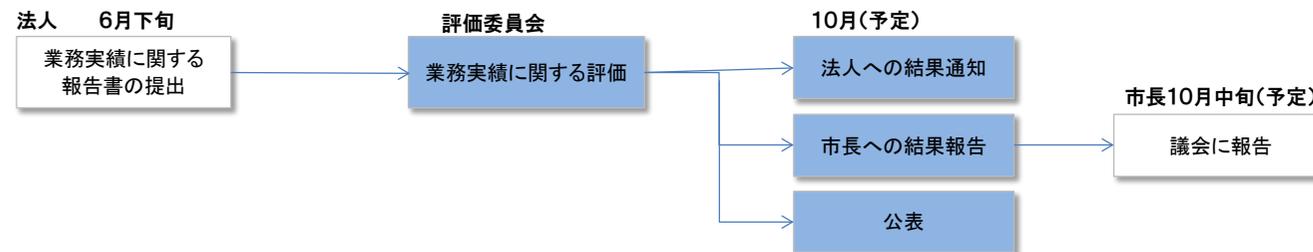


○地方独立行政法人法に基づく前橋工科大学に係る各種手続

前橋市公立大学法人評価委員会が行う事務(令和3年度)

- ①事業年度に係る業務の実績の評価(法第78条の2)
- ②中期目標の変更への意見(法第25条3項)

①事業年度に係る業務の実績に関する評価



法人は、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない(法78条の2第1項)。

評価委員会は、評価を行ったときは遅滞なくその評価結果を法人に対して通知しなければならない(法78条の2第4項)。

評価委員会は、法人に対する通知を行ったときは遅滞なく市長に報告するとともに、公表しなければならない(法78条の2第5項)。

市長は、評価委員会から報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない(法78条の2第6項)。

②中期目標の変更



設立団体の長は、六年間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。(法25条1項、法78条)。

設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない(法25条3項)。

○公立大学法人評価委員会について

1 概要

地方独立行政法人法第11条の規定に基づき、市の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会を設置しています。(委員会名:前橋市公立大学法人評価委員会)

評価委員会では、年に複数回会議を開催し、業務実績に関する評価に関すること等について、委員の皆様から意見をいただいています。

2 評価委員会が行う事務 <評価委員会の意見を聴く、又は評価を受ける事項>

※()は地方独立行政法人法の規定

※地方独立行政法人法の改正に伴い、所掌事務に変更が生じる場合があります。

- (1) 設立団体が定める、法人が達成すべき業務に関する目標(中期目標)の策定及び変更への意見(第25条)
- (2) 地方独立行政法人が行う重要な財産の処分の認可への意見(第44条)
- (3) 中期目標を達成するため地方独立行政法人が定める計画(中期計画)の認可への意見(第78条)
- (4) 各事業年度・中期目標期間に係る業務の実績の評価(第78条の2)
- (5) 中期目標期間の終了時の検討に当たっての意見(第79条の2)

設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、当該設立団体の長の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)を置く。(第11条)